

平成24年

第3回市議会定例会 議案第10号

函館都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例の
一部改正について

函館都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成24年9月4日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例の
一部を改正する条例

函館都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例（昭和48年
函館市条例第73号）の一部を次のように改正する。

題名中「函館都市計画特別業務地区」を「函館圏都市計画特別業務地
区」に改める。

第1条中「特別業務地区（以下「地区」という）」を「函館圏都市計画
特別業務地区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1
項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により
告示された函館圏都市計画特別用途地区において定められた特別業務地
区の区域をいう。以下同じ）」に改める。

第2条の見出し中「地区」を「函館圏都市計画特別業務地区」に改め、
同条第1項本文を次のように改める。

函館圏都市計画特別業務地区内においては、別表に掲げる建築物は、
新築し、増築し、または改築してはならない。

第2条第1項ただし書中「地区」を「函館圏都市計画特別業務地区」
に改める。

第4条中「第2条第1項の規定に違反した」を「次の各号のいずれか
に該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第2条第1項の規定に違反して建築物を新築し、増築し、または

改築した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第 87 条第 2 項において準用する第 2 条第 1 項の規定に違反して建築物の用途を変更した場合における当該建築物の所有者，管理者または占有者

第 5 条中「第 2 条」を「前条」に，「前条」を「同条」に改める。

別表に次の 1 項を加える。

19 店舗，飲食店，展示場，遊技場（マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，カラオケボックスその他これらに類するものを除く。）
その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの

附 則

この条例は，平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特別業務地区の名称を変更し，同地区内における店舗等の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるものの建築を制限することとし，および罰則に関する規定等を整備するため